

令和2年年金制度改正法等において指摘された課題

- 社会保障審議会年金部会における議論の整理
(令和元年・平成27年)
- 令和2年年金制度改革法 検討規定・附帯決議
- 令和元年財政検証・オプション試算
- 令和元年財政検証追加試算
- 全世代型社会保障構築会議 報告書
- こども・子育て政策の強化について (試案)

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」 (令和元年12月27日) の概略

Ⅲ 今後の年金制度改革の方向性 (P.14～)

議論の視点

- 公的年金制度が長期にわたり老後生活の基本を支えるという役割を果たすには、社会経済や労働市場の変化に対応した制度の在り方について、雇用政策とも連携しながら今後とも検討を進める必要がある。
- 5年に1度財政検証を行う公的年金制度にはPDCAサイクルが組み込まれている。このサイクルにおいて、オプション試算は社会経済の変化に対応した改革志向の議論を進めていく上で必要不可欠なもの。今後とも、課題に対応した内容の充実も含めて、オプション試算を重視した改革論議を進めていくべき。

1 被用者保険の適用拡大

- 本来は、企業規模要件を撤廃し、50人以下の企業に対しても被用者である者には被用者保険を適用すべきであり、今回の50人超規模までの適用拡大により生じる影響の検証を行った上で、更なる適用拡大をどのように進めていくか議論すべき。
- 個人事業主の事業所の適用業種についても、今回追加された土業以外の業種への適用を引き続き検討すべき。さらに、各業界の任意包括適用の活用を促す取組状況を適宜聴取・把握していく必要がある。
- 兼業・副業も含め、適用基準を満たさない就労を複数の事業所で行う者に対する保障の在り方や、フリーランス・ギグワーク・請負型で働く者などが増加する中、制度的には個人事業主であっても実態は雇用に近い働き方をしている者への保障の在り方についての問題が提起されている。
- 第3号被保険者制度については、まずは、被用者保険の適用拡大を進め、被用者性が高い人については被用者保険を適用していくことを進めつつ、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを踏んでいくことが必要であり、引き続き、この方向性に沿った対応を進めていく必要がある。

Ⅲ 今後の年金制度改革の方向性（P.14～）

2 高齢期の就労と年金受給の在り方

- 高在老を含めた高齢期の年金と就労の在り方については、引き続き検討を進めていく必要がある。
- 就労の長期化を年金制度に反映することにより、長期化する老後生活の経済基盤の充実が図られるよう、今後の高齢期の就労の変化を念頭に、高齢期の就労と年金の在り方について検討を進めていくことが求められる。
- 高齢者雇用においては、より多様な形での就業機会の確保が進められる中、就労と年金の組合せの選択がより多様で柔軟にできるよう、引き続き検討を続けるべき。

Ⅲ 今後の年金制度改革の方向性（P.14～）

3 年金制度の所得再分配機能の維持

- 基礎年金は、所得の多寡にかかわらず一定の年金額を保障する所得再分配機能を有する給付であり、この調整期間の長期化は、年金制度の所得再分配機能の低下を意味することとなる。この再分配機能を維持することは、基礎年金のみを受給する者だけでなく、厚生年金を受給者にとっても、その高齢期の経済基盤を充実させるために非常に重要。
- 基礎年金の所得再分配機能の維持のためにも、被用者保険の適用拡大を、今回の適用拡大以上に、さらに徹底して進める必要がある。
- 平成28年年金改革法による年金額改定ルールの見直しの影響が、将来世代の給付水準の上昇につながる事が確認されたが、マクロ経済スライドの効果については、引き続き、その状況の検証を行うべき。
- 今後は、基礎年金の所得再分配機能を維持する更なる方策として、保険料拠出期間の延長についても、必要となる財源確保の在り方も検討した上で、就労期間の長期化等の高齢者の雇用実態等も踏まえて検討すべき。
- 基礎年金が、厚生年金と国民年金の被保険者が公平に拠出して支える仕組みであることを踏まえつつ、報酬比例部分と基礎年金のバランスを確保して基礎年金の所得再分配機能を維持していくため、どのような方策が可能か、引き続き検討するべき。

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」（令和元年12月27日）の概略

Ⅲ 今後の年金制度改革の方向性（P.14～）

4 その他

- 障害年金・遺族年金についても、社会経済状況の変化に合わせて見直しを行う必要がないか検証し、その結果に基づいた対応についての検討を進めていくべき。
- 広報媒体の多様化や世代の特性も踏まえつつ、様々な媒体を適切に用いた周知を行いながら、正しい情報を正確に伝え、関係者の理解を得ていくことが重要。
- 平成31年4月、厚生労働省ホームページ上に、ライフイベントごとに必要な年金情報が整理されたサイトである「年金ポータル」が開設されたところであり、引き続き広報の充実・強化に取り組むとともに、戦略的な広報展開を検討すべき。
- モデル年金以外の所得保障の状況についてもイメージできるようにわかりやすく示す工夫を重ねていくことが今後とも重要。
- 公的年金、私的年金を通じて、個々人の現在の状況と将来の見通しを全体として「見える化」し、老後の生活設計をより具体的にイメージできるようにするための仕組みを検討すべき。
- 個別の制度の仕組みや個々人の状況の情報提供にとどまらず、誰もが人生を歩んでいく上で避けることのできないリスク（年金制度の場合は稼得能力の喪失）に対して、社会全体で連帯して備える社会保障制度という大きな枠組みの中で、貯蓄ではなく保険の考え方を基本に構築されている年金制度の意義や位置付けを理解してもらうことも重要であり、子どもの頃から生涯を通じた年金教育の取組を進める必要がある。

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」 (平成27年1月21日) (抄)

5 働き方に中立的な社会保障制度について (P.18~20)

(第3号被保険者制度について)

- 第3号被保険者制度については、従前より、夫(妻)のみ就労の世帯、夫婦共働き世帯、単身世帯とも、一人当たりの賃金水準が同じであれば、どの世帯類型でも負担、給付とも同じになる構造となっていることが指摘され、この認識をベースに、平成16年改正において、第2号被保険者の負担した保険料は夫婦で共同負担したものと認識する規定が置かれ、第3号被保険者を対象として離婚時などに年金を分割できる制度が導入された。
その一方で、夫(妻)の賃金水準を固定して同様の比較を行うと、同じ保険料拠出に対して、夫(妻)のみ就労の世帯のみが妻(夫)の基礎年金分だけ給付が多い結果となり、この制度設計が公平かどうかについては、本部会における議論においても、評価は分かれている。
- しかしながら、趨勢として共働き世帯が増加していること、生産年齢人口が減少する中で持続的な経済発展に必要な労働力を確保する上で女性の就業促進が重要な課題であること、さらに、女性の活躍促進が労働力の確保だけでなく、これまで以上に多様な価値観を取り込む新たなサービス・製品の創出を促進し、社会全体に活力をもたらすことが期待されていることを踏まえると、第3号被保険者を将来的に縮小していく方向性については共有した。
- 一方で、第3号被保険者の実態をみると、短時間労働に従事している者、出産や育児のために離職した者、配偶者が高所得で自ら働く必要性が高くない者などが混在している状況にあることが確認できる。本部会においては、このことから、第3号被保険者制度については、この制度を単に専業主婦(夫)を優遇しているのとらえ方ではなく、多様な属性を持つ者が混在していることを踏まえた検討が必要であることについても、認識を共有した。
- このような状況を踏まえると、まずは、被用者保険の適用拡大を進め、被用者性が高い人については被用者保険を適用していくことを進めつつ、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを踏んでいくことが必要である。
- その際、出産や育児のために離職した者については、両立支援やワーク・ライフ・バランスの推進により継続就業できる環境を整えることで、これまでの産前産後休業や育児期間に対する配慮措置と合わせて、第3号被保険者としてではなく自らの保険料納付実績に基づく年金給付が保障されることとなる。
本部会における議論においては、さらに、これらの政策努力と合わせて、諸外国で行われているような「配偶者」という立場ではなくライフサイクルにおける「個人」の置かれた状況に対応した措置、例えば出産・育児期間を保険料納付済期間とみなす配慮措置を導入するなど、働き方の変化にも対応した二段構えの措置を講じていくのが良いのではないかと、との意見があった。
- このように整理していくと、最後に純粋な無就業の専業主婦(夫)が第3号被保険者として残ることとなる。
このような者に対しては、平成16年の年金制度改革で導入された夫婦年金分割の考え方をより推し進めるべきという意見、配偶者が平均所得を超える場合には保険料を負担してもらうことも考えられるとの意見、第3号被保険者については免除者と同じ取扱いとして国庫負担分相当の2分の1の給付のみを保障し、別途任意の保険料を拠出した期間に満額の給付を行うという意見などがあった。
- なお、この問題に関する議論の中で、専業主婦の方に対して第3号被保険者にとどまる場合と第2号被保険者として被用者保険に適用される場合とで将来の年金給付に大きな差がつくことは、多くの識者から指摘されており、実際にこのようなことを説明すると被用者保険への適用に納得していたことがあること、そもそも第3号被保険者の方は、自らの保険料は夫の給料から引かれていると思込んでいる人も多いという指摘もあった。高齢単身女性の貧困問題が指摘される今日、当面の保険料負担がどうなるかを超えて、年金制度を正しく理解してもらうための普及・啓発を進めることも、女性の年金確保にとって重要である。

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」 (平成27年1月21日) (抄)

7 遺族年金制度の在り方について (P.23~24)

(本課題の検討に当たっての論点)

- 遺族年金制度は家計を支える者が死亡した場合に、残された遺族の所得保障を行うものであるが、現行の制度は、制度の成り立ちから、依然として、男性が主たる家計の担い手であるという考え方を内包した給付設計となっている。
一方で、今後、少子高齢化が進行する中で、社会経済の活力を維持するためにも、女性や高齢者の労働参加が重要になるが、そのような社会では男女がともに就労することが一般化していくことが想定される。そうした中で、遺族年金についても、社会の変化に合わせて制度を見直していくことが必要である。
- 社会保障・税一体改革の中で、既に、遺族基礎年金の支給対象を従前の母子家庭から父子家庭へと拡大する見直しが行われ、平成26年4月から施行されている。その施行に至る過程においても、第3号被保険者が死亡した場合の遺族給付の取扱いなどをめぐって、遺族年金の在り方に関して課題が提起されたこともあり、本部会においても、社会経済情勢に合わせて遺族年金制度の在り方をどのように考えるか、議論を行った。

(共働きが一般化することを前提とした場合の遺族年金制度の在り方)

- 諸外国の遺族年金の制度設計は、養育する子がいる間は支給されるが、若い時代に養育する子がない場合には給付がないか、有期の給付となっているものが多い。これは、子の養育には男性も女性もともに責任を負うため、どちらが死亡しても保障の必要性は高いが、養育する子がない場合には、男性も女性も就労するという考え方に立つならば、保障の必要性は必ずしも高くないという整理になっているものと考えられる。
- 女性の就業をめぐる先述したような社会の変化や要請を踏まえれば、男性も女性もともに生計を維持する役割を果たしているという考え方のもと、制度上の男女差はなくし、若い時代に養育する子がない家庭については、遺族給付を有期化もしくは廃止するというのが、共働きが一般化することを前提とした将来的な制度の有り様であると考えられる。
- 一方で、配偶者の年金から発生する受給権が仮になくなることになると、現実に今、配偶者が亡くなって、それによって生計を立てている方が、たちまち困窮に陥ることになる。実態を踏まえて現実にどう改革を展開していくかというのは、十分に考慮する必要がある。
また、仮に第3号被保険者制度で夫婦単位での賃金分割の方向で検討を進めていくこととなると、遺族年金の位置付けも併せて変わってくることとなる。
- さらに、今後の検討に当たっては、大きな方向性の議論はもちろん重要であるが、例えば、離婚後に子を引き取った一方が亡くなり、その後、生存している一方が子を引き取ったときに遺族基礎年金が支給停止になる問題など、各論の部分も併せて丁寧に検討していくべき、との指摘があった。
- このような状況を踏まえると、遺族年金制度は、時間をかけて基本的な考え方の整理から行っていくのが良いのではないかとの認識を共有した。

(機能強化法の施行過程において明らかとなった課題)

- 遺族基礎年金の支給対象を父子家庭へと拡大するに際して、これまでの男性が主たる家計の担い手であるという遺族年金制度の設計上の基本的な考え方が変わり、実際に生計を維持していたことに対応して所得保障を行うという考え方に立つことになるため、当初、被扶養配偶者である第3号被保険者が死亡した場合には、遺族基礎年金の支給対象としないという方針をとっていた。
- しかしながら、遺族基礎年金の対象を拡大することの施行過程において、例えば、主として男性の収入によって家計が維持されてきた家庭で、男性が失業や疾病などにより離職し、女性の被扶養配偶者となり、その状態で死亡した場合にも、これまでと異なり遺族年金が支給されなくなってしまうなどの問題が指摘され、第3号被保険者が死亡した場合でも遺族年金の保障の対象とする方向で、修正が図られている。
- 第3号被保険者が死亡した場合の遺族基礎年金の取扱いについては、先述した遺族年金制度の在り方とも密接に関わってくる問題であり、遺族年金全体の見直しの方向とともに検討すべき課題として整理することとする。

- 社会保障審議会年金部会における議論の整理
(令和元年・平成27年)
- 令和2年年金制度改革法 検討規定・附帯決議
- 令和元年財政検証・オプション試算
- 令和元年財政検証追加試算
- 全世代型社会保障構築会議 報告書
- こども・子育て政策の強化について（試案）

令和2年年金制度改正法の附則の検討規定(第3~5項は衆議院における修正により追加)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十二号) **第六条第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化** その他 **必要な事項** (次項及び第四項に定める事項を除く。) **について検討を加え**、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(参考1)

2 政府は、この法律の公布の日以後初めて作成される国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し、厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し等を踏まえ、**厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について検討を加え**、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 **前二項の検討は**、これまでの国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し及び厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通しにおいて、**国民年金法第十六条の二第一項に規定する調整期間の見通しが厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間の見通しと比較して長期化し、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第二条第一項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額とを合算して得た額の同項第三号に掲げる額に対する比率に占める同項第一号に掲げる額に相当する部分に係るものが減少していることが示されていることを踏まえて行うものとする。**(参考2)

4 政府は、国民年金の第一号被保険者に占める雇用者の割合の増加の状況、雇用によらない働き方をする者の就労及び育児の実態等を踏まえ、国民年金の第一号被保険者の育児期間に係る保険料負担に対する配慮の必要性並びに当該育児期間について措置を講ずることとした場合におけるその内容及び財源確保の在り方等について検討を行うものとする。

5 政府は、国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、個人型確定拠出年金及び国民年金基金の加入の要件、個人型確定拠出年金に係る拠出限度額及び中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等について、税制上の措置を含め全般的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

6 政府は、前条第八号に掲げる規定の施行後五年を目途として、当該規定による改正後の確定拠出年金法の施行の状況等を勘案し、同法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(参考1) 2013年プログラム法(持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年法律第112号))

第六条 (略)

2 政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の調整率に基づく年金の額の改定の仕組みの在り方

二 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大

三 高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方

四 高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

(参考2) 第二条第3項における用語

- 国民年金法第十六条の二第一項に規定する調整期間の見通し
→国民年金(基礎年金部分)のマクロ経済スライド調整期間の見通し
- 厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間の見通し
→厚生年金保険(報酬比例部分)のマクロ経済スライド調整期間の見通し
- 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第二条第一項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額とを合算して得た額の同項第三号に掲げる額に対する比率
→モデル年金の所得代替率
- 同項第一号に掲げる額に相当する部分に係るもの
→基礎年金部分の所得代替率

令和2年年金改正法 附帯決議

衆議院厚生労働委員会(令和2年5月8日)

参議院厚生労働委員会(令和2年5月28日)

被用者保険の適用拡大

- 一 短時間労働者に対する被用者保険の適用については、被用者には被用者保険を適用するとの考え方に立ち、更なる適用拡大に向け、検討を促進すること。特に、当分の間の経過措置となっている企業規模要件については、できる限り早期の撤廃に向け、速やかに検討を開始すること。
- 二 被用者保険の適用拡大により保険料負担が増加する中小企業に対しては、各種の支援措置の充実を検討すること。

- 一 被用者保険の適用については、被用者には被用者保険を適用するとの考え方に立ち、個人事業所に係る適用業種の見直しも含めた更なる適用拡大に向け、検討を促進すること。特に、短時間労働者に対する被用者保険の適用に係る企業規模要件については、あくまで経過措置として規定されたものであり、本来撤廃すべきものであることから、被用者保険の適用拡大により保険料負担が増加する中小企業に対する支援の拡充等を進めつつ、できる限り早期の撤廃に向け、速やかに検討を開始すること。あわせて、労働時間要件及び賃金要件に係る適用拡大についても検討に着手し、早期に必要な措置を講ずること。
- 二 被用者保険適用の可能性があるにもかかわらず、適用されずに取り残されている労働者について適用の徹底を図るとともに、労働政策と連携を図りつつ、脱法的な被用者保険の適用逃れを防止するための対策を講ずること。あわせて、厚生年金保険の適用・徴収対策に係る日本年金機構の組織体制の強化を進めること。
- 三 複数の雇用関係に基づき複数の事業所で勤務する者が、いずれの事業所においても単独では適用要件を満たさないが労働時間等を合算して適用要件を満たす場合について、更なる企業規模要件の見直しとあわせ、実務上の実行可能性も踏まえつつ、雇用保険の取扱い等も考慮し、該当する労働者にふさわしい保障の在り方について検討を行うこと。

財政検証

- 四 次期財政検証に向けて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う急速な景気後退や暮らし方、働き方の変化等による社会経済への長期的な影響等について、早期に検討を開始し、その結果を踏まえた財政検証を実施すること。加えて、次期財政検証では、全要素生産性上昇率や実質賃金上昇率の長期の前提について足下の状況を踏まえ、現実的かつ多様な経済前提の下でその結果を示すとともに、モデル年金世帯以外の多様な世帯の所得代替率を試算するなど、より実態に即した検証を行うこと。
- 五 前回の財政検証後に行われたピアレビューで指摘された確率的将来見通しと分布推計について、引き続きその実現について指摘されている様々な課題を含めて検討を行い、その検討結果を公表すること。

基礎年金水準

- 三 今後の年金制度の検討に当たっては、これまでの財政検証において、国民年金の調整期間の見通しが厚生年金保険の調整期間の見通しと比較して長期化し、モデル年金の所得代替率に占める基礎年金の額に相当する部分に係るものが減少していることが示されていることを十分に踏まえて行うこと。
- 四 将来の所得代替率の低下が見込まれる基礎年金の給付水準の引上げ等を図るため、国民年金の加入期間を延長し、老齢基礎年金額の算定の基礎となる年数の上限を四十五年とすることについて、基礎年金国庫負担の増加分の財源確保策も含め、速やかに検討を進めること。

- 六 基礎年金制度の創設時において、基礎年金が国民の老後生活の基礎的部分を保障するものとして設定された経緯も踏まえ、将来の所得代替率の低下が見込まれる基礎年金の給付水準の引上げ等を図るため、国民年金の加入期間を延長し、老齢基礎年金額の算定の基礎となる年数の上限を四十五年とすることについて、基礎年金国庫負担の増加分の財源確保策も含め、速やかに検討を進めること。

	衆議院厚生労働委員会(令和2年5月8日)	参議院厚生労働委員会(令和2年5月28日)
繰下げ受給	五 年金の繰下げ受給については、年金額が増額される一方で、加給年金や振替加算が支給されない場合があること、社会保険料や所得税、住民税の負担が増加する場合があることについても、国民に分かりやすい形で周知徹底すること。	七 年金の繰下げ受給については、年金額が増額される一方で、加給年金や振替加算が支給されない場合があることや、社会保険料、所得税、住民税等の負担が増加することについても、国民に分かりやすい形で周知徹底するとともに、国民が年金額と社会保険料等の負担の変化を簡易にイメージできるような方策を検討すること。
GPIF	六 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)等が管理・運用する年金積立金については、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことから、市場の動向等を踏まえた適切なリスク管理を行うこと。また、会計検査院から開示を求められていたストレステスト等の中長期のリスク情報については、GPIFの業務概況書に記載するなど少なくとも年一回は公表すること。	八 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)等が管理・運用する年金積立金については、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことから、市場の動向等を踏まえた適切なリスク管理を行うこと。また、国民が理解しやすい情報開示に努めるとともに、会計検査院から開示を求められていたストレステスト等の中長期のリスク情報については、GPIFの業務概況書に記載するなど少なくとも年一回は公表すること。なお、GPIFの経営委員会の委員構成など年金積立金の管理運用に関して、諸外国の実態にも倣い、被保険者の代表の意向が適切に反映されること等を念頭に置いた制度運営や見直しの検討を行うこと。
私的年金	七 国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、個人型確定拠出年金及び国民年金基金の加入の要件、個人型確定拠出年金に係る拠出限度額及び中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等について、税制上の措置を含め全般的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。	九 自営業者等の高齢期の経済基盤の充実を図るため、国民年金基金や個人型確定拠出年金(iDeCo)への加入の促進を図ること。また、個人型確定拠出年金の加入者手数料等に係る透明性を確保するため、国民年金基金連合会等に対し、手数料の算定根拠に関する情報公開を定期的に行うよう促すこと。
3号		十 昭和六十一年の制度創設以降、共働き世帯が著しく増加しているといった時代の変化を踏まえ、国民年金第三号被保険者制度の在り方について検討を進めること。
給付金	八 年金生活者支援給付金の額その他の事項については、低所得である高齢者等の生活状況、低所得者対策の実施状況及び老齢基礎年金の額等を勘案し、総合的に検討すること。	十一 年金生活者支援給付金の在り方については、低所得である高齢者等の生活状況、低所得者対策の実施状況、老齢基礎年金の額等を勘案し、総合的に検討すること。
育児期免除	九 今後、社会保障の支え手である現役世代の負担増が見込まれる中、特に子育て世代の負担軽減を図るため、被用者保険には産前産後・育児休業期間の保険料の免除制度が設けられていることを踏まえ、財政負担の在り方にも留意しつつ、国民年金の検討と併せて国民健康保険の保険料における配慮の必要性や在り方等についても検討すること。	十二 今後、社会保障の支え手である現役世代の負担増が見込まれる中、特に子育て世代の負担軽減を図るため、被用者保険には産前産後・育児休業期間の保険料の免除制度が設けられていることを踏まえ、財政負担の在り方にも留意しつつ、国民年金における本法附則第二条第四項の検討と併せて国民健康保険の保険料における配慮の必要性や在り方等についても検討すること。

- 社会保障審議会年金部会における議論の整理
(令和元年・平成27年)
- 令和2年年金制度改正法 検討規定・附帯決議
- 令和元年財政検証・オプション試算
- 令和元年財政検証追加試算
- 全世代型社会保障構築会議 報告書
- こども・子育て政策の強化について (試案)

給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し(2019(令和元)年財政検証)

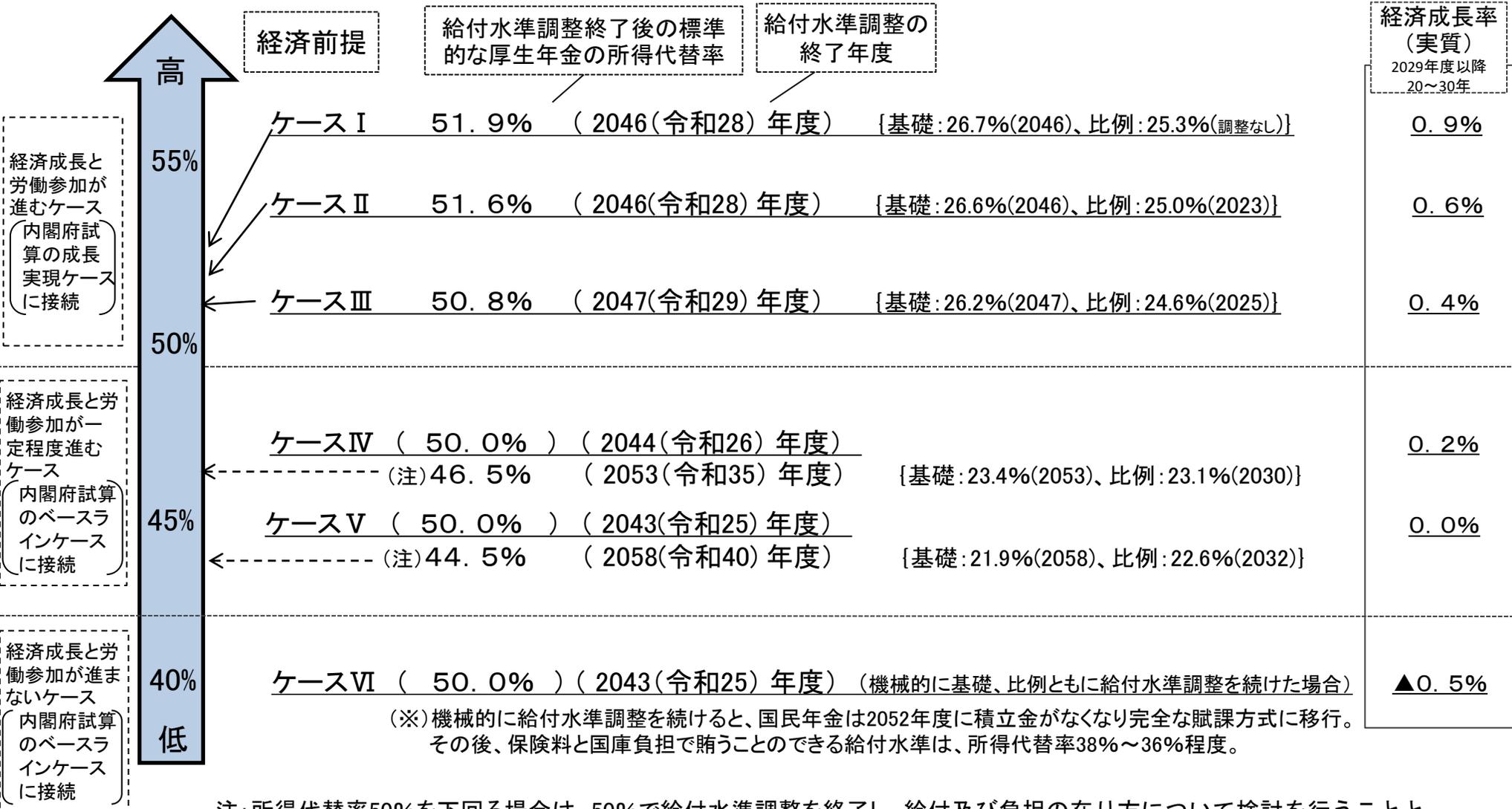
－ 幅広い複数ケースの経済前提における見通し(人口の前提:出生中位、死亡中位) －

※ 所得代替率 … 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

$$\text{所得代替率} = (\text{夫婦2人の基礎年金} + \text{夫の厚生年金}) / \text{現役男子の平均手取り収入額}$$

2019年度: 61.7% 13.0万円 9.0万円 35.7万円

所得代替率



(※)機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2052年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行。その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率38%~36%程度。

注: 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合。

オプション試算の内容

オプションA …被用者保険の更なる適用拡大

適用拡大①(125万人ベース)； 被用者保険の適用対象となる現行の企業規模要件を廃止した場合

・所定労働時間週20時間以上の短時間労働者の中で、一定以上の収入(月8.8万円以上)のある者(125万人)に適用拡大し、短時間労働者の中で適用される者の比率が一定と仮定した場合

適用拡大②(325万人ベース)； 被用者保険の適用対象となる現行の賃金要件、企業規模要件を廃止した場合

・対象外となる者を除いて、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者全体に適用拡大。学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者については対象外。

適用拡大③(1,050万人ベース)； 一定の賃金収入(月5.8万円以上)がある全ての被用者へ適用拡大した場合

・学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。(雇用者の中で月5.8万円未満の者のみ対象外)

オプションB …保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択

- ① **基礎年金の拠出期間延長**； 基礎年金給付算定時の納付年数の上限を現在の40年(20～60歳)から45年(20～65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合
- ② **在職老齢年金の見直し**； 65歳以上の在職老齢年金の仕組みを緩和・廃止した場合
- ③ **厚生年金の加入年齢の上限の引き上げ**； 厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長した場合
- ④ **就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大**； 受給開始可能期間の年齢上限を現行の70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算。
- ⑤ **就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大(オプションB-④に①～③の制度改正を加味)**； 上記①～③の制度改正を仮定した上で、受給開始可能期間の年齢上限を現行の70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算。

注；上記④、⑤の試算において、70歳以上の繰下げ増額率は、現行の繰下げ増額率(1月当たり0.7%)を使用すると仮定

※ 参考試算として、2016年年金改革法による年金額改定ルールの効果进行計算

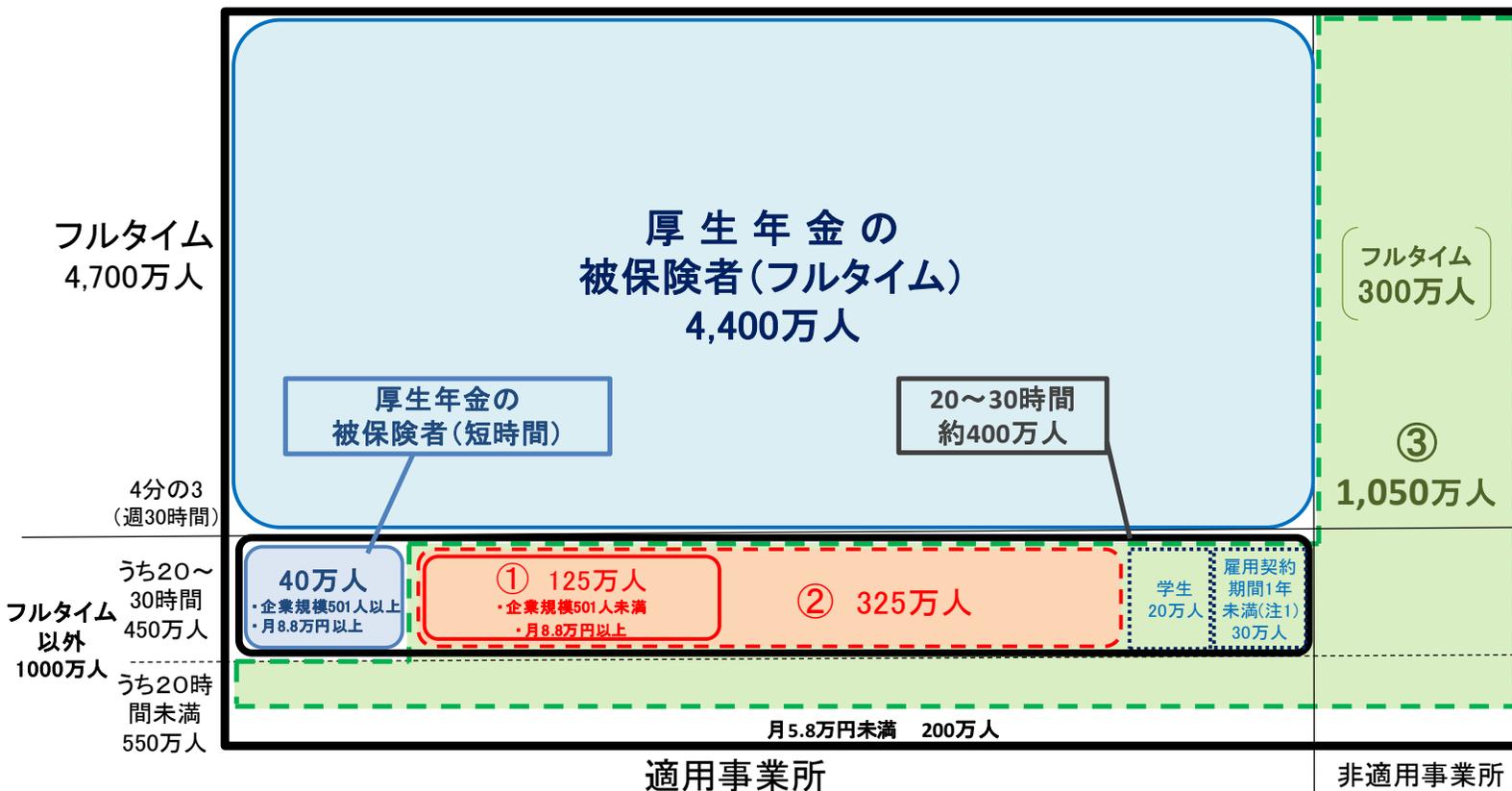
⇒ 2016年年金改革法による年金額改定ルールの見直し、「賃金が低下時に賃金変動に合わせて改定」、「マクロ経済スライド調整の見直し(キャリアオーバー)」のいずれも、マクロ経済スライドによる給付水準調整期間を短縮し、将来の年金受給者の給付水準の改善に寄与することを確認。

○ 「被用者保険の適用拡大」が年金の給付水準を確保する上で**プラス（特に、基礎年金にプラス）**であることを確認

オプションA 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数【2018年度時点】

〔雇用者全体〕 5,700万人

※70歳以上を除く



【適用拡大者数(万人)】

	計	1号→2号	3号→2号	非加入→2号
適用拡大①	125	45	40	40
適用拡大②	325	90	155	80
適用拡大③	1,050	400	350	300

試算結果

給付水準調整後の
所得代替率

<>内は基礎年金分

現行: ケースⅠ、Ⅲ、Ⅴ
51.9%、50.8%、44.5%
<26.7%、26.2%、21.9%>

適用拡大①
125万人ベース
(企業規模要件を廃止した場合)
52.4%、51.4%、45.0%
<27.2%、26.8%、22.4%>

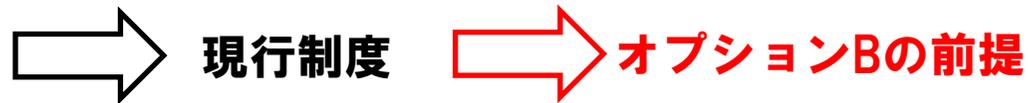
適用拡大②
325万人ベース
(賃金要件、企業規模要件を廃止した場合)
52.8%、51.9%、45.4%
<27.8%、27.6%、22.9%>

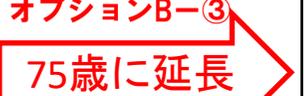
適用拡大③
1,050万人ベース
(一定の賃金収入以上の全被用者へ拡大)
56.2%、55.7%、49.0%
<31.6%、31.9%、27.2%>

注1. 雇用契約期間1年未満の者のうち更新等で同一事業所で1年以上雇用されている者は除いている。

注2. 「労働力調査2018年平均」、「平成28年公的年金加入状況等調査」、「平成29年就業構造基本調査」の特別集計等を用いて推計したもの。

オプションB（保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択）の全体像



	20～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳～
人口	6,200万人	800万人	1000万人	750万人	1750万人
就業者数	5,100万人	500万人	450万人	200万人	150万人
雇用者数	4,750万人	450万人	350万人	150万人	70万人
厚生年金被保険者数	3,850万人	300万人	150万人	(注2)〔60万人〕	〔30万人〕
(1)国民年金の被保険者		 オプションB-① 65歳に延長		オプションB-⑤は①～④の全て実施した場合	
(2)厚生年金の被保険者 (注3)				 オプションB-③ 75歳に延長	
(3)受給開始時期の選択		 繰上げ	 繰下げ	 オプションB-④ 75歳に延長	
(4)在職老齢年金		 28万円基準		 47万円基準	 オプションB-② 基準の緩和・廃止

○ 「保険料の拠出期間の延長」といった制度改正や「受給開始時期の繰下げ選択」が**年金の給付水準を確保する上でプラス**であることを確認

オプションB 保険料の拠出期間の延長と受給開始時期の選択肢

※ 給付水準調整後のモデル年金の所得代替率の見直し。
<>内は基礎年金分

試算結果

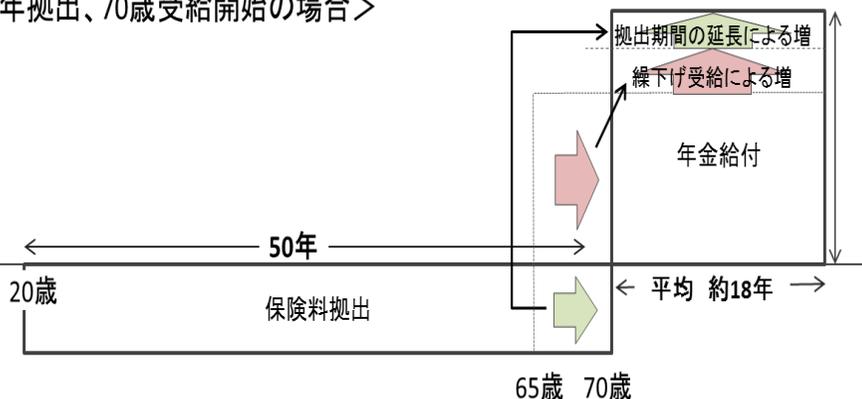
現行：ケースⅠ、Ⅲ、Ⅴ
(20～60歳の40年拠出)
51.9%、50.8%、44.5%
<26.7%、26.2%、21.9%>

- ① 基礎年金の拠出期間延長
(20～65歳の45年拠出)
58.8%、57.6%、51.0%
<30.4%、30.0%、25.6%>
- ② 65歳以上の在職老齢年金の廃止
(20～60歳の40年拠出)
51.6%、50.4%、44.2%
<26.7%、26.2%、21.9%>
- ③ 厚生年金の加入年齢の上限を75歳に引き上げ
(20～60歳の40年拠出)
51.9%、51.1%、44.8%
<26.7%、26.2%、21.9%>

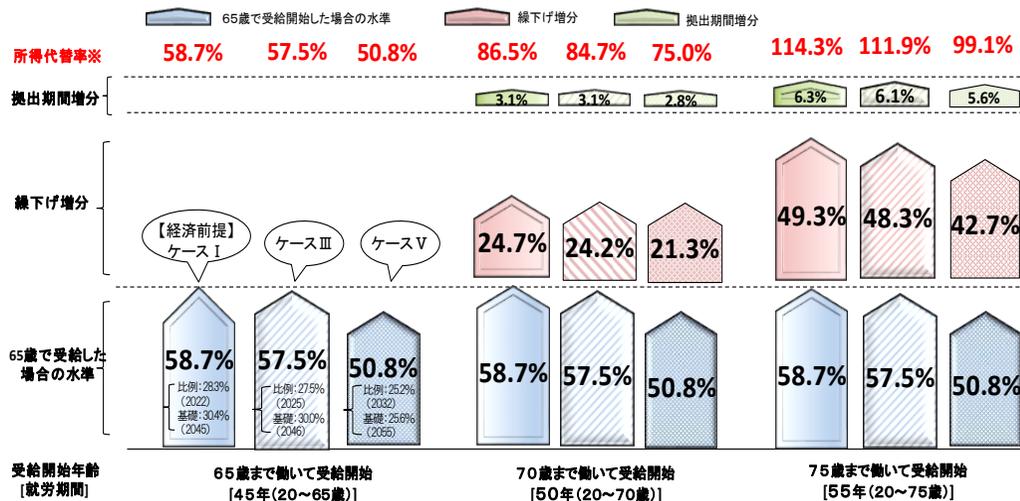
- ④ 繰下げ時期を75歳まで拡大した場合
(75歳まで働いて受給開始した場合)
97.3%、95.2%、83.5%
<49.0%、48.2%、40.3%>
- ⑤ ④に①～③を全て加味した上で加入期間と繰下げ時期を75歳まで拡大し、75歳まで就業して厚生年金に加入(75歳まで働いて受給開始した場合)
114.3%、111.9%、99.1%
<56.0%、55.2%、47.2%>

拠出期間の延長と繰下げによる給付水準上昇のイメージ

<50年拠出、70歳受給開始の場合>



⑤ マクロ経済スライド給付調整終了後の所得代替率※



- 社会保障審議会年金部会における議論の整理
(令和元年・平成27年)
- 令和2年年金制度改正法 検討規定・附帯決議
- 令和元年財政検証・オプション試算
- 令和元年財政検証追加試算
- 全世代型社会保障構築会議 報告書
- こども・子育て政策の強化について (試案)

追加試算の内容

現行制度(法改正後)： 2019(令和元)年財政検証に、2020(令和2)年年金改正法を反映したものの

追加試算①：基礎・比例の調整期間一致(40年加入)

基礎年金と報酬比例の給付水準のバランスを確保できるよう、基礎年金拠出金の仕組みを見直し、マクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

追加試算②：基礎・比例の調整期間一致+45年加入(延長分に国庫あり)

基礎・比例の調整期間一致に加え、基礎年金を45年加入(20～64歳)とし、延長期間(60～64歳)に係る給付に2分の1の国庫負担がある場合

追加試算③：基礎・比例の調整期間一致+45年加入(延長分に国庫なし)

基礎・比例の調整期間一致に加え、基礎年金を45年加入(20～64歳)とし、延長期間(60～64歳)に係る給付に国庫負担がなく、全て保険料財源で賄う場合

注1 本試算(①、②、③)では、国民年金と厚生年金を合わせて、概ね100年間の収支均衡を図ることができるよう、基礎年金と報酬比例に共通するマクロ経済スライドの調整期間を設定し、給付水準の見通しや国民年金と厚生年金とを合わせた収支見通しを試算。

注2 本試算では、基礎年金拠出金の仕組みの見直しについて具体的な前提をおいていないが、どのように見直したとしても、追加試算①～③それぞれにおいて、マクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の給付と負担への影響は同じとなる。

注3 ②、③の45年加入は、2027年度以降、60歳に達する者から45年加入に延長と仮定。

注4 人口、経済等の試算の基礎数値については、2019(令和元)年財政検証と同じ。

所得代替率と給付水準調整期間の見通し

現行制度(法改正後)： 2019(令和元)年財政検証に、2020(令和2)年年金改正法を反映したもの

追加試算①： 基礎・比例のマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

追加試算②： ①の調整期間一致に加え、基礎年金を45年加入(20～64歳)とし、延長期間(60～64歳)に係る給付に2分の1国庫負担がある場合

追加試算③： ①の調整期間一致に加え、基礎年金を45年加入(20～64歳)とし、延長期間(60～64歳)に係る給付に国庫負担がなく、全て保険料財源で賄う場合

※ 基礎・比例のマクロ経済スライドの調整期間を一致させるために必要となる基礎年金拠出金の仕組みの見直しについては、具体的な前提をおいていないが、どのように見直した場合でもマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の給付と負担への影響は同じとなる。

2019年度

61.7%

〔比例:25.3%
基礎:36.4%〕

現行制度(法改正後)
(40年加入)

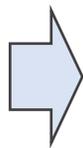
給付水準調整終了後の
所得代替率

給付水準調整
の終了年度

ケースⅢ

51.0% (2046)

〔比例:24.5% (2025)
基礎:26.5% (2046)〕



追加試算①

調整期間一致
(40年加入)

55.6% (2033)

〔比例:22.6% (2033)
基礎:32.9% (2033)〕

追加試算②

調整期間一致
+45年加入(国庫あり)

62.5% (2033)

〔比例:25.4% (2033)
基礎:37.0% (2033)〕

うち40年分

55.5%

〔比例:22.6%
基礎:32.9%〕

追加試算③

調整期間一致
+45年加入(国庫なし)

60.5% (2035)

〔比例:24.6% (2035)
基礎:35.8% (2035)〕

うち40年分

53.7%

〔比例:21.9%
基礎:31.9%〕

ケースⅤ

44.7% (2057)

〔比例:22.5% (2032)
基礎:22.2% (2057)〕



50.0% (2039)

〔比例:20.3% (2039)
基礎:29.6% (2039)〕

56.2% (2039)

〔比例:22.9% (2039)
基礎:33.3% (2039)〕

うち40年分

49.9%

〔比例:20.3%
基礎:29.6%〕

53.8% (2042)

〔比例:21.9% (2042)
基礎:31.9% (2042)〕

うち40年分

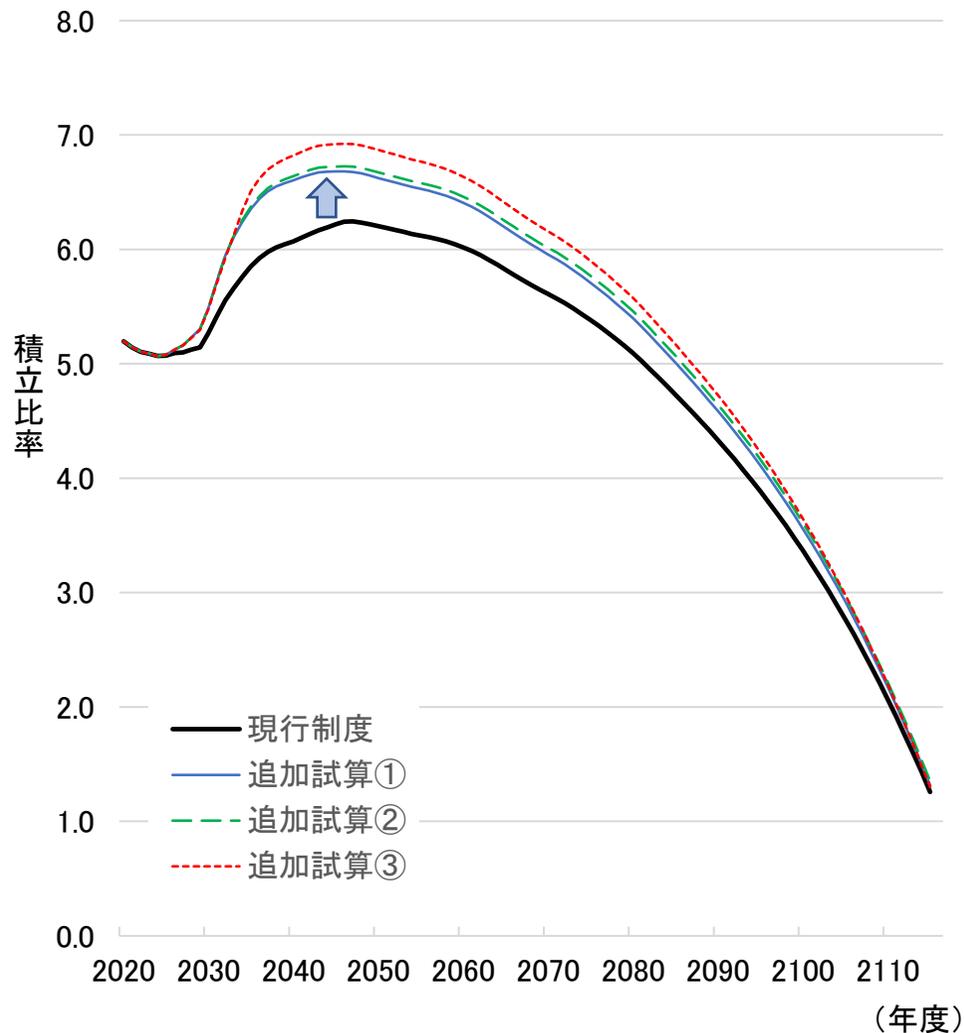
47.8%

〔比例:19.5%
基礎:28.4%〕

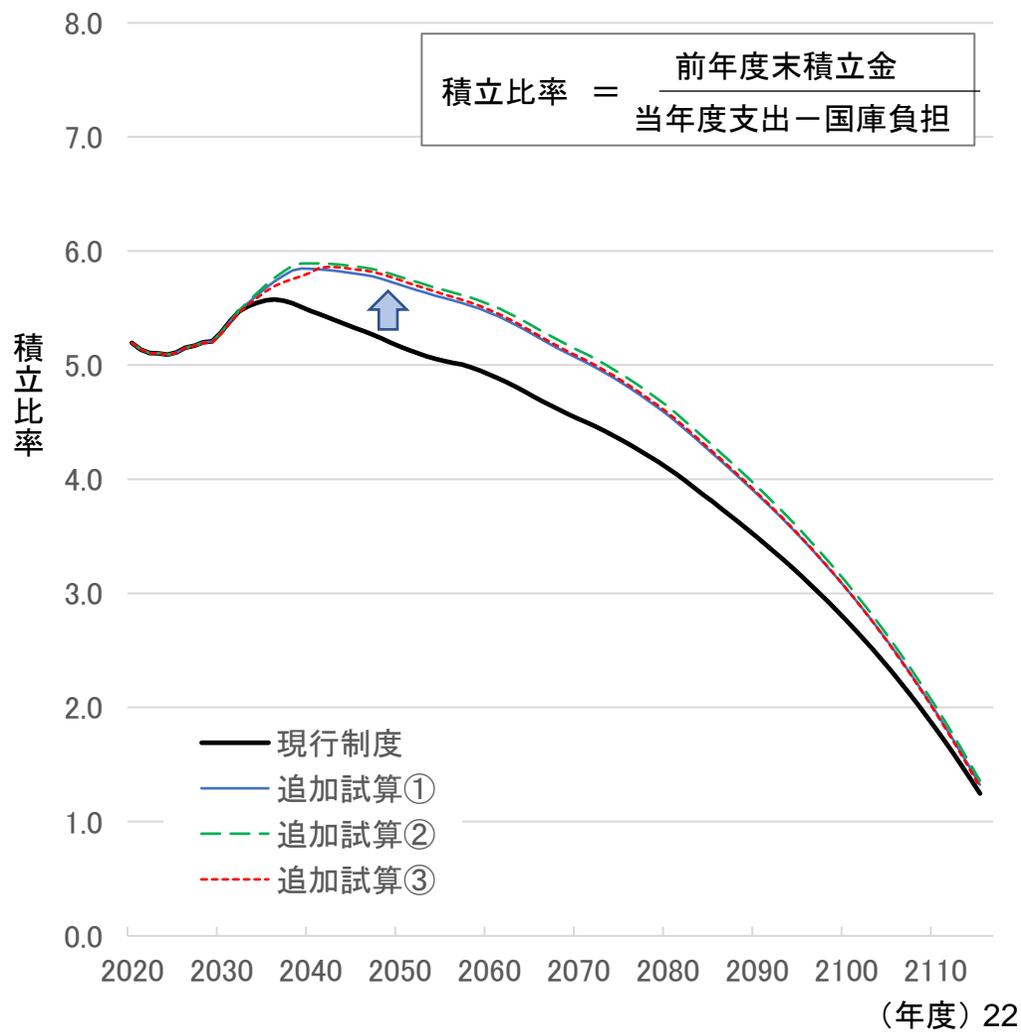
積立比率の変化(国民年金+厚生年金)

- 追加試算の場合、いずれも積立比率は現行制度より上昇(報酬比例の調整期間延長による早期調整の効果に加え、追加試算②・③では、基礎年金45年加入に伴う国民年金の保険料収入の増の効果。)
- その結果、積立金財源が増加し、将来の給付水準の確保に活用。

【経済前提：ケースⅢ】

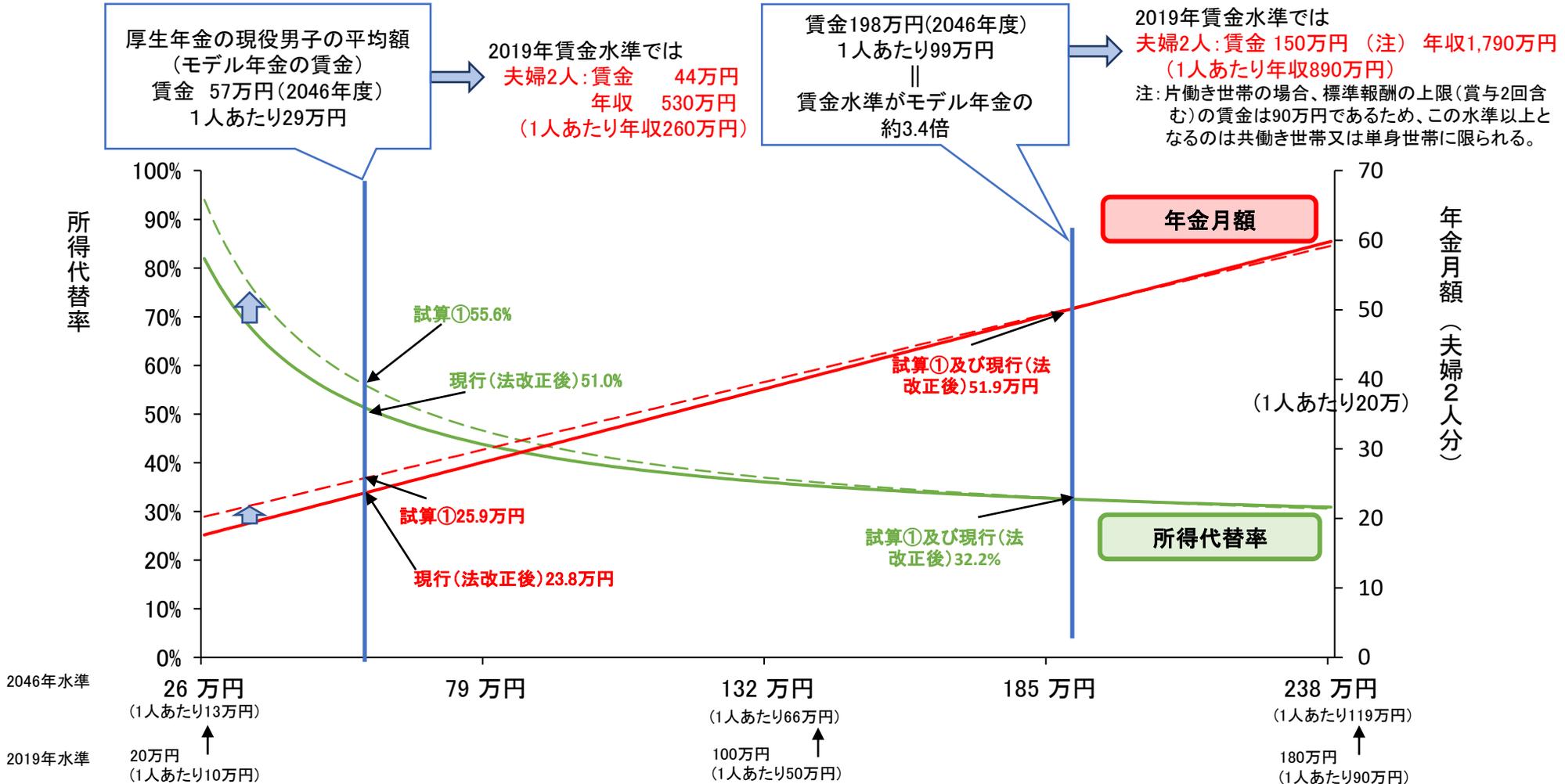


【経済前提：ケースⅤ】



○ 拠出期間が40年の場合、賃金水準が**モデル年金の約3.4倍未満の世帯**で所得代替率が上昇。

○2046(令和28)年度 ケースⅢ



注1 マクロ経済スライドによる給付水準調整後の新規裁定者の年金月額(物価で2019年度に割り戻した実質額)である。

注2 可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。

注3 2046年水準の年金月額及び賃金は、物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額である。

注4 基礎年金、厚生年金の拠出期間は40年としている。

賃金水準別に見た所得代替率への影響

【追加試算②：基礎・比例の調整期間一致+45年加入(延長分に国庫あり)】
 【追加試算③：基礎・比例の調整期間一致+45年加入(延長分に国庫なし)】

2020年12月25日
年金数理部会資料

拠出期間を45年にした場合、

○追加試算②については、**すべての世帯**で所得代替率が上昇

○追加試算③については、賃金水準が**モデル年金の約3.2倍未満の世帯**で所得代替率が上昇

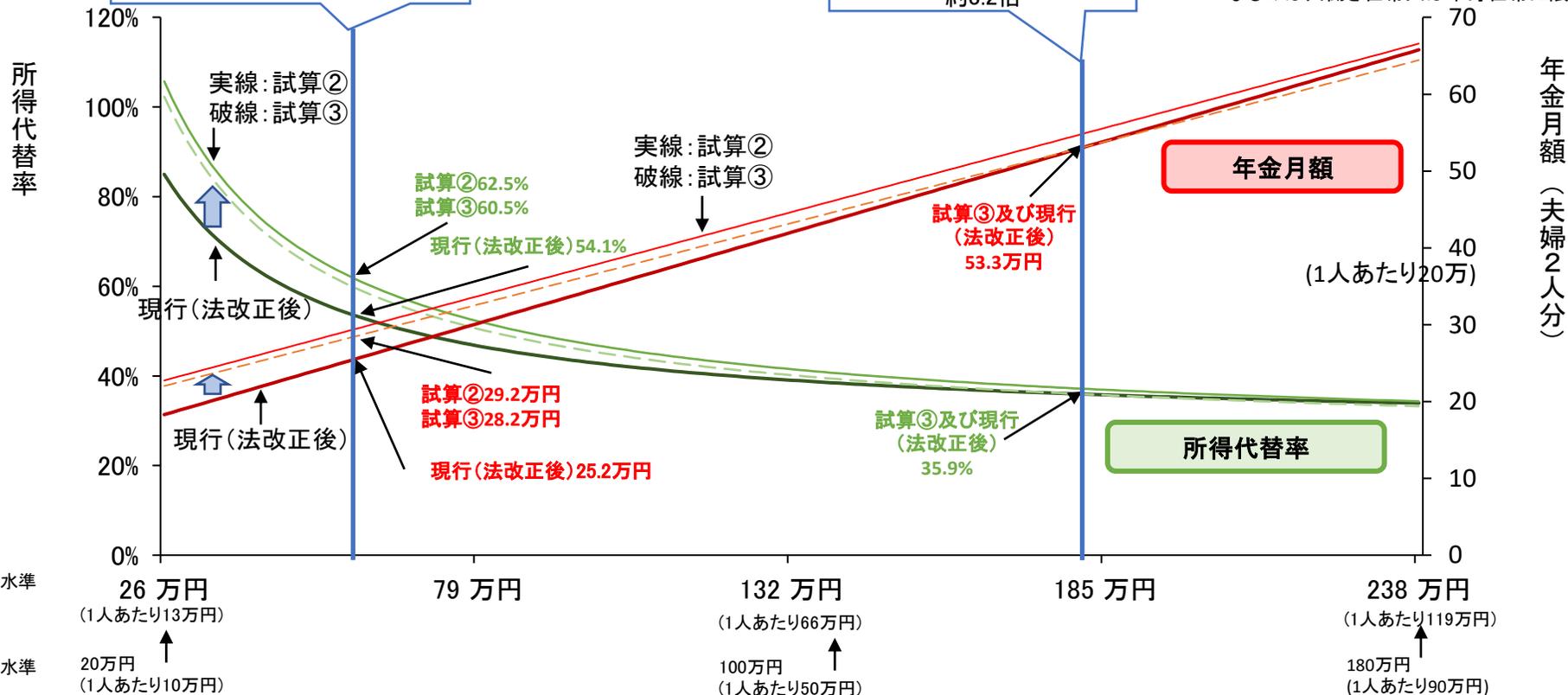
○2046(令和28)年度 ケースⅢ

厚生年金の現役男子の平均額
(モデル年金の賃金)
賃金 57万円(2046年度)
1人あたり29万円

2019年賃金水準では
夫婦2人：賃金 44万円
年収 530万円
(1人あたり年収260万円)

追加試算③
賃金182万円(2046年度)
1人あたり91万円
||
賃金水準がモデル年金の
約3.2倍

2019年賃金水準では
夫婦2人：賃金 140万円(注) 年収1,680万円
(1人あたり年収840万円)
注：片働き世帯の場合、標準報酬の上限(賞与2回含む)の賃金は90万円であるため、この水準以上となるのは共働き世帯又は単身世帯に限られる。



注1 マクロ経済スライドによる給付水準調整後の新規裁定者の年金月額(物価で2019年度に割り戻した実質額)である。

注2 可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。

注3 2046年水準の年金月額及び賃金は、物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額である。

注4 標準報酬の上限は賞与が2回であると仮定して設定している。

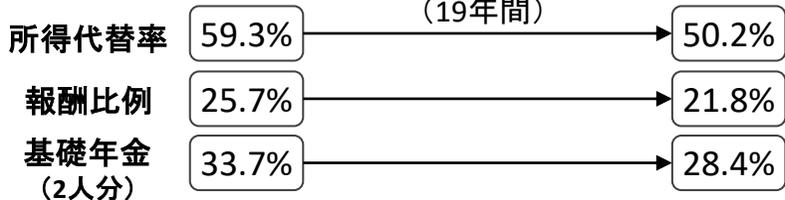
注5 基礎年金の拠出期間は、現行制度(法改正後)では40年、追加試算②・③では45年とし、厚生年金の拠出期間はいずれも45年としている。

(参考1) 基礎年金と報酬比例のマクロ経済スライド調整期間の一致とは

- 2004(平成16)年改正時の財政再計算においては、基礎年金と報酬比例のマクロ経済スライドの調整期間の見通しは一致していたが、基礎年金は国民年金勘定の財政均衡により、報酬比例は厚生年金勘定の財政均衡により調整期間が決定される仕組みであるため、その後の経済状況の変化等により乖離が生じ、基礎年金の調整期間は報酬比例より長期化する見通しとなった。
- その結果、基礎年金と報酬比例のバランスが偏り、厚生年金の所得再分配機能が低下するおそれが生じている。所得再分配機能の低下を防止するためには**基礎年金と報酬比例の調整期間を一致させることが必要**。

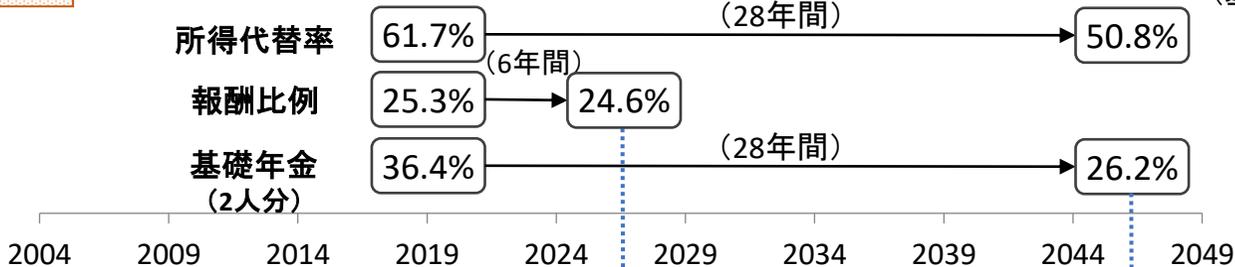
2004年財政再計算
基準ケース

マクロ経済スライド調整期間
(19年間)



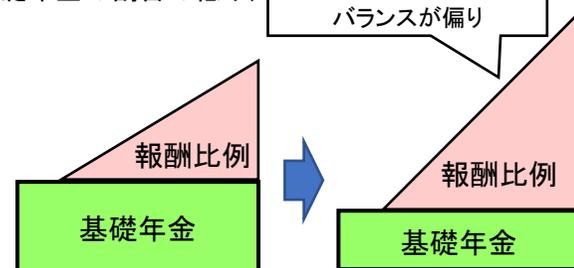
2019年財政検証
ケースⅢ

マクロ経済スライド調整期間
(28年間)



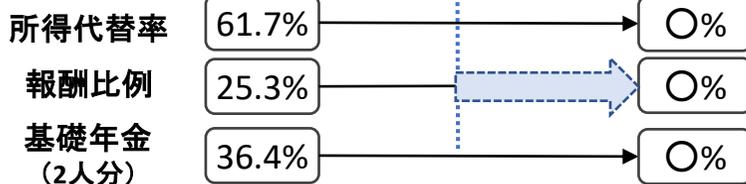
<バランスの偏り>
(基礎年金の割合の低下)

基礎年金と報酬比例の調整期間が異なるため
バランスが偏り



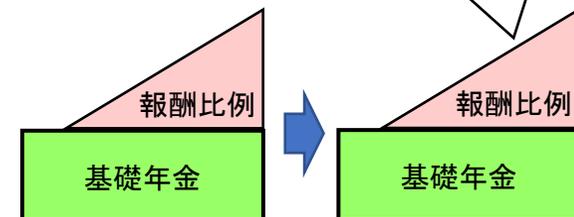
基礎・比例の調整期間を
一致させた場合

基礎・比例の
調整期間一致



<バランスの維持>

調整期間を一致させると
バランスは維持



(参考2) 基礎年金と報酬比例のマクロ経済スライド調整期間の一致による効果

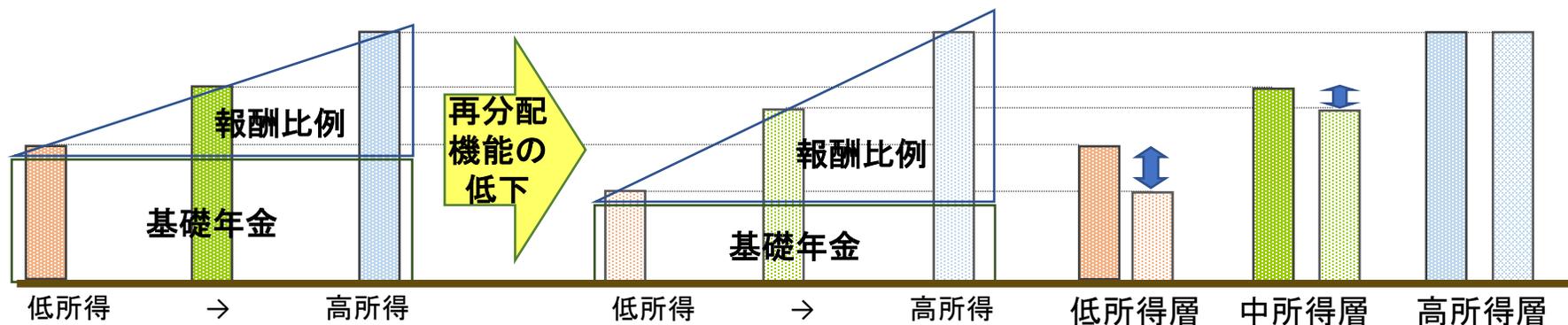
2020年12月25日
年金数理部会資料

基礎年金と報酬比例の調整期間を一致させ、基礎年金水準を維持することは、次の効果を有する。

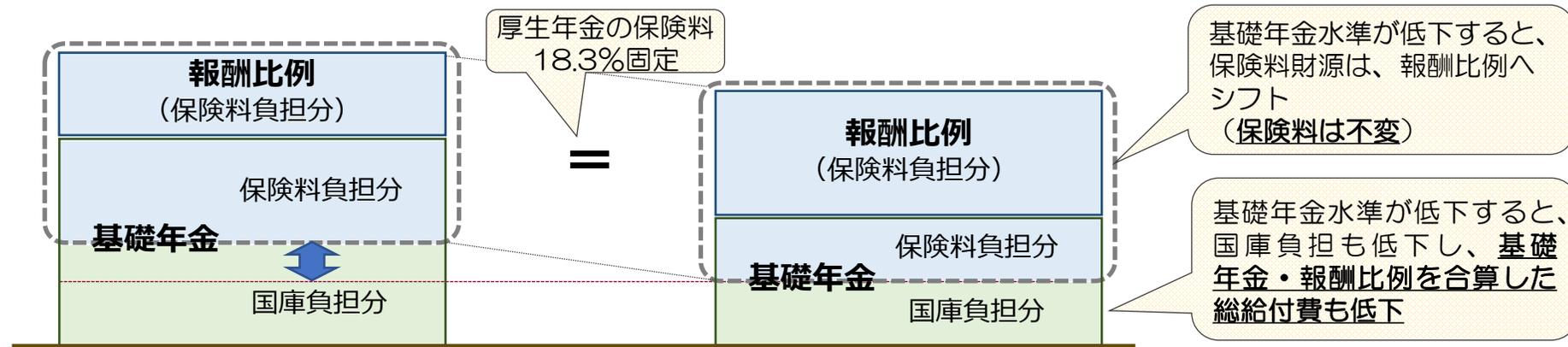
- ① 厚生年金の所得再分配機能の低下の防止（低中所得層の年金水準の低下を防止）
- ② 保険料固定方式の下での総給付費の低下の防止（基礎年金水準の低下に伴う国庫負担の低下の防止）

① 厚生年金の所得再分配機能の低下の防止

- 基礎年金水準の低下の防止により、厚生年金の所得再分配機能の低下を防ぎ、低中所得層の年金水準の低下を防ぐ
- 基礎年金水準の低下に伴う国庫負担の低下の防止により、給付原資の全体の縮小を防ぎ、ほぼ全ての層で年金水準の低下を防ぐ



② 保険料固定方式の下での総給付費の低下の防止



(参考3) 老齢基礎年金の算定基礎となる加入履歴

2020年12月25日
年金数理部会資料

- 老齢基礎年金の算定基礎となる期間が国民年金第1号被保険者期間のみである者は、65歳の受給権者の3.6%となっている(全受給者の場合、9.5%)。
- 残りの96.4%(全受給者の場合、90.5%)は、厚生年金の加入履歴がある者である。

<老齢基礎年金の算定基礎となる加入履歴>

	65歳の受給権者数		受給権者数全体	
	人数	割合	人数	割合
1号期間のみ	5万人	3.6%	312万人	9.5%
2号期間又は3号期間のみ	34万人	26.3%	806万人	24.7%
1号期間と2号又は3号期間の両方を保有	91万人	70.1%	2,148万人	65.8%
計	129万人	100.0%	3,266万人	100.0%

(出典)平成30年度の基礎年金受給権者データを基に作成

※ 未納期間及び納付猶予期間については、第1号期間に含めず集計している。また、共済期間は第2号期間としている。

また、昭和60年改正以前は、国民年金の被保険者期間は第1号期間、厚生年金及び共済年金の被保険者期間を第2号期間としている。

※ 昭和60年改正以前に国民年金に任意加入していた専業主婦は第1号期間に含まれていることに留意。

- 社会保障審議会年金部会における議論の整理
(令和元年・平成27年)
- 令和2年年金制度改革法 検討規定・附帯決議
- 令和元年財政検証・オプション試算
- 令和元年財政検証追加試算
- 全世代型社会保障構築会議 報告書
- こども・子育て政策の強化について (試案)

2. 働き方に中立的な社会保障制度等の構築（被用者保険関係抜粋）

（1）基本的方向

- 国民の価値観やライフスタイルが多様化し、働き方の多様化もますます進んでいる。こうした中で、格差の固定化や貧困の防止を図り、社会の分断を防ぐ観点からも、どのような働き方をしてもセーフティネットが確保され、誰もが安心して希望どおりに働くことができる社会保障制度等を構築することが求められている。

（2）取り組むべき課題

① 勤労者皆保険の実現に向けた取組

- 勤労者とその働き方や勤め先の企業規模・業種にかかわらず、ふさわしい社会保障を享受できるようにするとともに、雇用の在り方に対して中立的な社会保障制度としていく観点から、以下の課題への対応を着実に進めるべきである。

- ◆ 短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃
- ◆ 個人事業所の非適用業種の解消
- ◆ フリーランス・ギグワーカーについて
- ◆ 女性の就労の制約と指摘される制度等について
- ◆ 被用者保険適用拡大の更なる推進に向けた環境整備・広報の充実
- ◆ 週労働時間20時間未満の短時間労働者への適用拡大
- ◆ デジタル技術の活用

（3）今後の改革の工程

（勤労者皆保険の実現に向けた取組）

① 次期年金制度改正に向けて検討・実施すべき項目

- 短時間労働者への被用者保険の適用拡大（企業規模要件の撤廃など）
- 常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消
- 週所定労働時間20時間未満の労働者、常時5人未満を使用する個人事業所への被用者保険の適用拡大
- フリーランス・ギグワーカーの社会保険の適用の在り方の整理

2. 働き方に中立的な社会保障制度等の構築（被用者保険関係抜粋）

（2）取り組むべき課題

① 勤労者皆保険の実現に向けた取組

- 勤労者がその働き方や勤め先の企業規模・業種にかかわらず、ふさわしい社会保障を享受できるようにするとともに、雇用の在り方に対して中立的な社会保障制度としていく観点から、以下の課題への対応を着実に進めるべきである。

◆ 短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃

週20時間以上勤務する短時間労働者にとって、勤め先の企業の規模によって被用者保険の適用に違いが生まれる状況の解消を図るべきであり、企業規模要件の撤廃について早急に実現を図るべきである。

◆ 個人事業所の非適用業種の解消

常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種については、労働者がいずれの事業所で勤務するかによって被用者保険の強制適用の有無が異なる状況の解消を早急に図るべきである。

また、勤労者皆保険を実現する観点から、「5人未満を使用する個人事業所」についても、そこで働く方々への被用者保険の適用を図る道筋を検討すべきである。

◆ 週労働時間20時間未満の短時間労働者への適用拡大

週労働時間20時間未満の短時間労働者についても、被用者にとってふさわしく、雇用の在り方に中立的な被用者保険を提供する観点からは、被用者保険の適用除外となっている規定を見直し、適用拡大を図ることが適当と考えられることから、そのための具体的な方策について、実務面での課題や国民年金制度との整合性等を踏まえつつ、着実に検討を進めるべきである。

複数の雇用関係に基づき、複数の事業所で勤務する者（マルチワーカー）で、いずれの事業所においても単独では適用要件を満たさないものの、労働時間等を合算すれば適用要件を満たす場合については、実務的な課題の解決を図ったうえで、被用者保険の適用に向けた具体的な検討を進めるべきである。

◆ フリーランス・ギグワーカーについて

フリーランス・ギグワーカーについて、その被用者性の捉え方などの検討を深め、必要な整理を行うとともに、より幅広い社会保険の在り方を検討する観点からの議論を着実に進めるべきである。

具体的には、まずは、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」に照らして、現行の労働基準法上の「労働者」に該当する方々については、「被用者性」も認められ、適用除外の対象となる場合を除いて被用者保険が適用される旨を明確化した上で、その適用が確実なものとなるよう、必要な対応を早急に講ずるべきである。

そのうえで、上記以外の、「労働者性」が認められないフリーランス・ギグワーカーに関しては、新しい類型の検討も含めて、被用者保険の適用を図ることについて、フリーランス・ギグワーカーとして働く方々の実態や諸外国の例なども参考としつつ、引き続き、検討を深めるべきである。

◆ デジタル技術の活用

被用者保険の適用拡大を更に進めていくにあたっては、マイナンバー制度を含め、デジタル技術の積極的な活用を図ることによって、働く人一人ひとりの就労状況や所得を公平かつ正確に把握できる環境整備が重要である。

◆ 女性の就労の制約と指摘される制度等について

女性就労や高齢者就労の制約となっておりと指摘される社会保障制度や税制等について、働き方に中立的なものにしていくことが重要である。この点に関し、被用者保険が適用されることのメリットを分かりやすく説明しながら、適用拡大を一層強力に進めていくことが重要である。

◆ 被用者保険適用拡大の更なる推進に向けた環境整備・広報の充実

今後、被用者保険の更なる適用拡大を実現するためには、新たに対象となる事業主や労働者に対して、被用者保険の適用に関する正確な情報や、そのメリットについて、分かりやすく説明し、理解を得ながら進めることが極めて重要である。厚生労働省のみならず、業所管省庁もメンバーとする政府横断的な検討体制を構築し、事業主の理解を得て円滑に進めるための具体的な方策を検討すべきである。

また、いわゆる「就業調整」の問題に対しては、被用者保険適用に伴う短時間労働者の労働時間の延長、基幹従業員として従事することによる企業活動の活性化などの好事例を、業所管省庁の協力を得て積極的に集約するとともに、これらの好事例や具体的なメリットを労働者や事業主が実感できるような広報コンテンツやその活用法について、広報実務の専門家、雇用の現場に詳しい実務家などの参加も得た上で検討・作成し、業所管省庁の協力も得て広範かつ継続的な広報・啓発活動を展開するべきである。

- 社会保障審議会年金部会における議論の整理
(令和元年・平成27年)
- 令和2年年金制度改正法 検討規定・附帯決議
- 令和元年財政検証・オプション試算
- 令和元年財政検証追加試算
- 全世代型社会保障構築会議 報告書
- こども・子育て政策の強化について（試案）

こども・子育て政策の強化について（試案） ～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～（令和5年3月31日）（抜粋）

Ⅱ．基本理念

1. 若い世代の所得を増やす

- 第一に、若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる学びや就職・結婚・出産・子育てなど様々なライフイベントが重なる時期において、現在の所得や将来の見通しを持てるようにすること、すなわち「若い世代の所得を増やす」ことが必要である。
- このため、こども・子育て政策の範疇を超えた大きな社会経済政策として、最重要課題である「賃上げ」に取り組む。また、賃上げが持続的・構造的なものとなるよう、L字カーブの解消などを含め、男女ともに働きやすい環境の整備、希望する非正規雇用の方々の正規化を進める。

(略)

- その際、いわゆる106万円・130万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大、最低賃金の引上げに取り組む。さらに、106万円・130万円の壁について、被用者が新たに106万円の壁を超えても手取りの逆転を生じさせない取組の支援などを導入し、さらに制度の見直しに取り組む。

(略)

Ⅲ．今後3年間で加速化して取り組むこども・子育て政策

3. 共働き・共育ての推進

- (1) 男性育休の取得促進～「男性育休は当たり前」になる社会へ～
- (2) 育児期を通じた柔軟な働き方の推進～利用しやすい柔軟な制度へ～
- (3) 多様な働き方と子育ての両立支援～多様な選択肢の確保～

- 子育て期における仕事と育児の両立支援を進め、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットを構築する観点から、現在、雇用保険が適用されていない週所定労働時間20時間未満の労働者についても失業手当や育児休業給付等を受給できるよう、雇用保険の適用拡大に向けた検討を進める。
- 自営業・フリーランス等の国民年金の第1号被保険者について、被用者保険の取扱いも踏まえながら、現行の産前・産後期間の保険料免除制度に加えて、育児期間に係る保険料免除措置の創設に向けた検討を進める。